明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件の一部を改正する件（**総務**二三一）　一
○戸籍の全部及び原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三一四）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**三一五）　二
○平成二十二年度において社会教育主事の講習を実施する件（**文部科学**九二）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二四〇）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**二四一）　四
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（**同**二四二）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（**同**二四三）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**九〇一～九〇五）　五
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（**国土交通**六四六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六四七）　六
○直轄砂防工事を施行する件（**同**六四八）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**六四九）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一五一、一五二）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕　七

内閣　内閣府　最高裁判所　福岡県
名古屋市　堺市　福岡市　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

官庁事項
農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産省）　八

公聴会
植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林水産省）　二
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　二

〔資料〕

閣議決定等事項　二

〔公告〕

諸事項

官庁
監査法人処分、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　二三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二三

会社その他　三

告示

○総務省告示第二百三十一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月十五日から適用する。

平成二十二年六月十一日

総務大臣　原口　一博

第一号第一項第一号中「午前二時五十分」を「午前二時五十分(2)」に、「午前四時五十分(1)」を「午前四時五十分(2)」に、「午前五時十分(1)」を「午前五時十分(2)」に、「午前七時四十分」を「午前七時四十分(2)」に、「午前八時二十分(1)」を「午前八時二十分(2)」に、「午前十時五十分(1)」を「午前十時五十分(2)」に、「午前十一時十分(2)」を「午前十一時十分(3)」に、「午前十一時二十九分(3)」を「午前十一時二十九分(4)」に、「午後零時(2)」を「午後零時(3)」に、「午後三時十分」を「午後三時十分(2)」に、「午後四時五十分(1)」を「午後四時五十分(2)」に、「午後七時十九分(4)(5)」を「午後七時十九分(5)(6)」に、「午後八時四十分　午後九時」を「午後八時四十分(2)　午後九時(2)」に、「午後十時五十分(1)」を「午後十時五十分(2)」に、「午後十一時二十分(2)」を「午後十一時二十分(3)」に改め、同号注を次のように改める。

注1　(1)の時刻における送信は、四日後に台風が日本及びその近海にあると予想されるときに限る。

2　(2)の時刻における送信は、台風が日本及びその近海に来襲し、又は来襲するおそれがあるときに限る。

3　(3)の時刻における送信は、毎週火曜日及び金曜日に限る。なお、午後零時の通報を翌日の午前一時から再送信する。

4　(4)の時刻における送信は、毎月二十日及び二十一日に限る。

5　(5)の時刻における送信は、毎週火曜日及び金曜日（結氷期）に限る。なお、午後七時十九分の通報を翌日の午前十時三十分から再送信する。